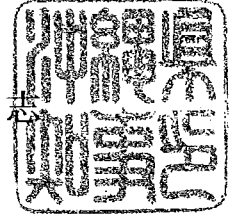


知基第233号
平成29年2月9日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

沖縄県知事 翁長 雄志



米軍機による事故等への新たな対応等について

昨年、AV-8ハリアーやMV-22オスプレイの墜落事故が短期間のうちに発生しました。沖縄県はその度に抗議しましたが、十分な説明がなされないまま同機種の飛行及び訓練が再開され、これに対する抗議が繰り返されるという状況が続いています。

このような現状においては、航空機事故に対する県民の懸念や不安は払拭されることはなく、また、政府や米軍に対する県民の不信感も高まっています。

沖縄県としては、公共の安全又は環境に大きな影響を及ぼす可能性のある事件・事故が発生した際、政府が、その状況や原因について詳細に調査を行った内容を沖縄県に説明し、意見を聴取し、沖縄県の意見を十分に反映させた上で、沖縄県民に対する説明を丁寧に行っていただく必要があると考えております。また、協議における情報の透明性及び迅速性を図るためには、米軍を含めた協議体制が不可欠であると考えております。

ついては、下記のとおり要請するので、実現に向けて御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

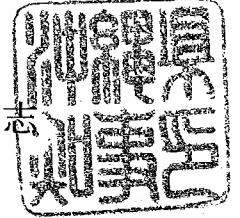
- 1 県民の安全・安心を確保し、懸念や不安を払拭できるよう、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする（仮称）米軍関係事件・事故対策協議会（以下、協議会という。）を設置すること。

- 2 協議会は、政府レベル及び現地レベルそれぞれに設置し、各構成員いずれかの要請により速やかに開催すること。政府レベルの協議会は、現地レベルの協議会を踏まえて、必要に応じて開催すること。
- 3 協議会において、事件・事故についての対応状況及び課題解決に向け協議すること。
- 4 政府レベルの協議会の構成員は、原則として、内閣官房副長官、防衛省及び外務省の担当局長、在日米軍、並びに沖縄県副知事及び知事公室長とし、現地レベルの協議会の構成員は、沖縄防衛局長、特命全権大使（沖縄担当）、沖縄地域調整官及び沖縄県知事公室長とすること。
- 5 協議会における協議内容について、政府の責任において、県民に説明すること。

知基第233号
平成29年2月9日

内閣官房長官 菅 義偉 殿

沖縄県知事 翁長雄志



米軍機による事故等への新たな対応等について

昨年、AV-8ハリアーやMV-22オスプレイの墜落事故が短期間のうちに発生しました。沖縄県はその度に抗議しましたが、十分な説明がなされないまま同機種の飛行及び訓練が再開され、これに対する抗議が繰り返されるという状況が続いています。

このような現状においては、航空機事故に対する県民の懸念や不安は払拭されることはなく、また、政府や米軍に対する県民の不信感も高まっています。

沖縄県としては、公共の安全又は環境に大きな影響を及ぼす可能性のある事件・事故が発生した際、政府が、その状況や原因について詳細に調査を行った内容を沖縄県に説明し、意見を聴取し、沖縄県の意見を十分に反映させた上で、沖縄県民に対する説明を丁寧に行っていただく必要があると考えております。また、協議における情報の透明性及び迅速性を図るためには、米軍を含めた協議体制が不可欠であると考えております。

については、下記のとおり要請するので、実現に向けて御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

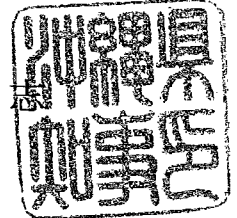
- 1 県民の安全・安心を確保し、懸念や不安を払拭できるよう、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする（仮称）米軍関係事件・事故対策協議会（以下、協議会という。）を設置すること。

- 2 協議会は、政府レベル及び現地レベルそれぞれに設置し、各構成員いずれかの要請により速やかに開催すること。政府レベルの協議会は、現地レベルの協議会を踏まえて、必要に応じて開催すること。
- 3 協議会において、事件・事故についての対応状況及び課題解決に向け協議すること。
- 4 政府レベルの協議会の構成員は、原則として、内閣官房副長官、防衛省及び外務省の担当局長、在日米軍、並びに沖縄県副知事及び知事公室長とし、現地レベルの協議会の構成員は、沖縄防衛局長、特命全権大使（沖縄担当）、沖縄地域調整官及び沖縄県知事公室長とすること。
- 5 協議会における協議内容について、政府の責任において、県民に説明すること。

知基第233号
平成29年2月9日

外務大臣 岸田 文雄 殿

沖縄県知事 翁長 雄志



米軍機による事故等への新たな対応等について

昨年、AV-8ハリアーやMV-22オスプレイの墜落事故が短期間のうちに発生しました。沖縄県はその度に抗議しましたが、十分な説明がなされないまま同機種 of 飛行及び訓練が再開され、これに対する抗議が繰り返されるという状況が続いています。

このような現状においては、航空機事故に対する県民の懸念や不安は払拭されることはなく、また、政府や米軍に対する県民の不信感も高まっています。

沖縄県としては、公共の安全又は環境に大きな影響を及ぼす可能性のある事件・事故が発生した際、政府が、その状況や原因について詳細に調査を行った内容を沖縄県に説明し、意見を聴取し、沖縄県の意見を十分に反映させた上で、沖縄県民に対する説明を丁寧に行っていただく必要があると考えております。また、協議における情報の透明性及び迅速性を図るためには、米軍を含めた協議体制が不可欠であると考えております。

については、下記のとおり要請するので、実現に向けて御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

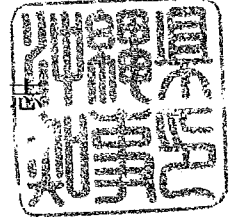
- 1 県民の安全・安心を確保し、懸念や不安を払拭できるよう、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする（仮称）米軍関係事件・事故対策協議会（以下、協議会という。）を設置すること。

- 2 協議会は、政府レベル及び現地レベルそれぞれに設置し、各構成員いずれかの要請により速やかに開催すること。政府レベルの協議会は、現地レベルの協議会を踏まえて、必要に応じて開催すること。
- 3 協議会において、事件・事故についての対応状況及び課題解決に向け協議すること。
- 4 政府レベルの協議会の構成員は、原則として、内閣官房副長官、防衛省及び外務省の担当局長、在日米軍、並びに沖縄県副知事及び知事公室長とし、現地レベルの協議会の構成員は、沖縄防衛局長、特命全権大使（沖縄担当）、沖縄地域調整官及び沖縄県知事公室長とすること。
- 5 協議会における協議内容について、政府の責任において、県民に説明すること。

知基第233号
平成29年2月9日

防衛大臣 稲田 朋美 殿

沖縄県知事 翁長 雄



米軍機による事故等への新たな対応等について

昨年、AV-8ハリアーやMV-22オスプレイの墜落事故が短期間のうちに発生しました。沖縄県はその度に抗議しましたが、十分な説明がなされないまま同機種 of 飛行及び訓練が再開され、これに対する抗議が繰り返されるという状況が続いています。

このような現状においては、航空機事故に対する県民の懸念や不安は払拭されることはなく、また、政府や米軍に対する県民の不信感も高まっています。

沖縄県としては、公共の安全又は環境に大きな影響を及ぼす可能性のある事件・事故が発生した際、政府が、その状況や原因について詳細に調査を行った内容を沖縄県に説明し、意見を聴取し、沖縄県の意見を十分に反映させた上で、沖縄県民に対する説明を丁寧に行っていただく必要があると考えております。また、協議における情報の透明性及び迅速性を図るためには、米軍を含めた協議体制が不可欠であると考えております。

については、下記のとおり要請するので、実現に向けて御配慮を賜りますようお願いいたします。

記

- 1 県民の安全・安心を確保し、懸念や不安を払拭できるよう、政府、米軍及び沖縄県を構成員とする（仮称）米軍関係事件・事故対策協議会（以下、協議会という。）を設置すること。

- 2 協議会は、政府レベル及び現地レベルそれぞれに設置し、各構成員いずれかの要請により速やかに開催すること。政府レベルの協議会は、現地レベルの協議会を踏まえて、必要に応じて開催すること。
- 3 協議会において、事件・事故についての対応状況及び課題解決に向け協議すること。
- 4 政府レベルの協議会の構成員は、原則として、内閣官房副長官、防衛省及び外務省の担当局長、在日米軍、並びに沖縄県副知事及び知事公室長とし、現地レベルの協議会の構成員は、沖縄防衛局長、特命全権大使（沖縄担当）、沖縄地域調整官及び沖縄県知事公室長とすること。
- 5 協議会における協議内容について、政府の責任において、県民に説明すること。